

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

(基準) 学校保健安全法施行規則(第19条第2項)による出席停止期間は、
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

(日付)⇒ (/) (/) (/) (/) (/) (/) (/) (/) (/)

	発症日	発症後○日目							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	※8日目
Aさんの場合 発症後1日目に軽快した	発熱や 喉の痛み 等	症状が 軽快	軽快後 1日目	×	×	×	登校可能 ○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
Bさんの場合 発症後2日目に軽快した	発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	症状が 軽快	軽快後 1日目	×	×	登校可能 ○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
Cさんの場合 発症後3日目に軽快した	発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	症状が 軽快	軽快後 1日目	×	登校可能 ○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
Dさんの場合 発症後4日目に軽快した	発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	症状が 軽快	軽快後 1日目	登校可能 ○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
Eさんの場合 発症後5日目に軽快した	発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	▼発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	発熱や 喉の痛み 等	症状が 軽快	軽快後 1日目	登校可能 ○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Fさんの場合	無症状 検体採取 日	×	×	×	×	×	登校可能 ○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

1 発症とは、病院を受診した日ではなく、症状が開始した日で、その日を0日と数えます。

○ 症状が出てきた当日に受診し、感染が認められた場合は、その日が発症日になります。

○ 発症日が分かりにくい場合は受診の際、医師に相談してください。

○ 表のEさんの場合「▼」の時点で医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断されたとする、
発症日は発熱等症状が開始した日（2日前）となります。

2 「症状が軽快した後1日」とは軽快した日を0日と数えます。

3 早期に症状が軽快しても、ウイルスを排出している可能性があるため、出席停止期間を短縮する事はありません。

(表のA B Cの場合を参考)

○ 症状が軽快した日より出席停止期間が延長となるため、登校可能となる日が延期になります。 ※印